

諮問第八号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十九条第四項の規定に基づき、諮問する。

平成二十六年九月九日提出

青森市長
鹿内博

審査請求書（下水道使用料4）

平成26年2月5日(水)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 64歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成25年12月27日(金)付け平成25年度下水道使用料納入通知書(平成25年12月分)による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成26年1月7日(火)

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当であり、下水道使用料請求の根拠を欠くものである。

(1) 異議申立人は貴職に対して、下水道使用料の内訳、平成15年度以降の下水道使用料収支の公開を求めたが拒否された。これは、青森市情報公開条例及び第25次改訂版(平成25年)下水道経営ハンドブック(平成25年8月10日(株)ぎょうせい発行)232頁「7 下水道事業における情報公開の推進」に違反しており、違法不当である。

(2) 現行の下水道使用料は平成14年度の改定後11年を経過し、下水道使用料の原価は大きく変化しているにも関わらず、一切の見直しをしていない。下水道使用料に係る行政文書の開示請求をしたところ、不存在との回答であったことから明らかである。このことは、下水道法第20条の原価主義に違反し、違法不当である。

(3) 貴職は市民協働のためにも情報公開を積極的に進めると公約しながら、下水道使用料の原価、収支等々を公開しないことは、違法不当の極みである。

(4) 審査請求人は再三にわたり現行下水道使用料は原価を上回っており見直しすべきと市長・議会にも要請陳情しているが何ら対応することなく漫然と違法不当な下水道使用料を請求することは違法不当である。

(5) 本件通知書には審査請求に関する教示について何ら記載されておらず違法であり、本件審査請求に係る処分は無効である。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありませんでした。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。



水T

